

## 調達価格等算定委員会（第67回）

### 議事要旨

#### ○日時

令和3年1月22日（金）13時00分～14時30分

#### ○場所

オンライン会議

#### ○出席委員

山内弘隆委員長、大石美奈子委員、高村ゆかり委員、松村敏弘委員、山地憲治委員

#### ○オブザーバー

農林水産省、国土交通省、環境省、消費者庁

#### ○事務局

茂木省エネルギー・新エネルギー部長、山口省エネルギー・新エネルギー部政策課長、清水新エネルギー課長、杉浦再生可能エネルギー推進室長、廣瀬新エネルギー課長補佐

#### ○議題

（1）取りまとめについて

#### ○議事要旨

（1）取りまとめについて

<「令和3年度以降の調達価格等に関する意見案について」>

## 委員

- 本意見案に全体として異論はない。
- 2050年カーボンニュートラルという宣言があり、本委員会は、国民負担の抑制と再エネ大量導入に向け、さらに重要な役割を担うようになった。そのような内容を前文かどこかに入れるとよいのではないか。
- 2050年カーボンニュートラル、再エネの大量導入に向けて、将来に向けてどのように道筋を立て、方策を取っていくのかについて、今後、議論がしっかり進むことに期待する。また、買取制度に留まることなく、再エネ導入・コスト競争力強化のための制度・ルールを改めて見直していただきたい。
- 今後、まずはFIP制度がうまくスタートしてほしい。色々な不安はあると思うが、結果的に不安が払拭され、より効率的な再エネの大量導入に資するような制度がうまく始まってほしい。
- 適切なコストを考えて調達価格を決めるのが大原則ではあるものの、コストが高いと高い買取価格が維持され、業界の努力によってコストが下がると買取価格が下がるというのは、インセンティブとしては歪んだ制度ではないかと思う。この点に留意しながら今後も制度設計をしていかなければならない。
- 太陽光について、いかに増やしていくかと同時に、今まで増えてきたものをいかに減らさないかというのも重要。風力は洋上に向かっていくが、陸上も地道に増やしていくことが必要で、このような状況に対して本委員会にできることは何かを考えている。地熱はリードタイムが長い電源であるものの、価格がずっと変わらない状態なので何とかしなくてはいけない。バイオマスは、持続可能性WGで検討いただいているが、増やしていく必要はあるものの、国民負担である以上は丁寧に見ていく必要がある。
- 地域活用要件について、昨年度の見解が引用されている箇所、地熱発電は昨年度「2,000kW未満を設定した」という表現になっているが、当時、決めたわけではなく「適当であるとしてとりまとめた」という程度のニュアンスだったかと思う。分野別のところで1,000kW未満と記載されているページまで間も空くため、表現を変えられるのであれば変えたほうがよい。
- 地域活用要件の基本的な考え方の部分に「FIP制度においても投資回収の予見可能性が引き続き確保される」とあるが、少し断定的過ぎではないか。FIP制度においても予見可能性が確保されるような制度設計が進められているという趣旨だと理解しており、修文を検討してほしい。
- 中小水力について、データ分析によると特に5,000kW以上では設備利用率が想定値よりかなり高く、設備利用率を上げる方向で調達価格を下げるという記載をもう少し強調できてもよいかと思う。ただ、関係者は現在の記述から情報を引き出すと思うので修正しなくていい。
- バイオマスの持続可能性の経過措置について、自主的取組みを着実に進めていただ

くことが引き続き前提となっていることを確認できる内容となっている。ただ、「第三者認定機関による認証が想定以上に遅れている」という記載について、新型コロナウイルスの影響で燃料調達国への入国などの活動も制限されていることも重要な要因の一つとして想定されており、付け加えたほうがよいのではないかと。第三者認定機関の審査が想定以上に遅延していれば経過措置がさらに伸びる、というふうには読み違えないよう、追記したほうが正しく理解されるのではないかと思います。

## 事務局

- カーボンニュートラル、FIP 制度、バイオマスの持続可能性の経過措置の記載に関しては、追記や表現適正化について、委員長と相談させていただきたい。
- 地域活用要件の昨年度意見が引用されている箇所について、当時、「2,000kW 未満が必ず地域活用電源になる」と決めたわけではなく、「2,000kW 以上は必ず地域活用電源にならない」ということを決めていただいたと理解している。今年度、コストデータの分析等も踏まえて「1,000kW 以上は FIP 制度」と御議論いただいた。昨年度の意見も確認し、平仄をとるように修正したい。
- 

## 委員長

- 今回の御指摘は事務局と相談し、また、必要であれば委員とも相談の上、反映させていただきたい。
- 本意見案について、案全体や内容については特に異論なく、委員からの指摘を反映させた上で、本委員会の意見として決定することとしたい。

## <「令和3年度以降の調達価格等についての委員長案」について>

## 委員長

- 本委員長案について、委員から内容の修正に関する指摘はなく、原案の内容のとおり本委員会として決定することとし、確定版の公表に向けて委員長一任となった。

(お問合せ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365